

# 報道資料



令和7年12月23日  
内閣官房 国家サイバー統括室 (NCO)

## サイバーセキュリティ戦略本部第2回会合の開催について

サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣総理大臣）の第2回会合が持ち回り開催されたところ、その概要は以下のとおり。

### 1. 「サイバーセキュリティ戦略（案）」について

国家安全保障戦略やサイバー対処能力強化法等に基づく取組を含め、サイバー空間を巡る脅威に対応するために行う様々な取組を一体的に推進するため、今後5年の期間を念頭に実施すべき諸施策の目標や実施方針を示す、新たな「サイバーセキュリティ戦略（案）」が決定された。

### 2. 「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）」について

サイバー対処能力強化法に基づく「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）」が、内閣府より、報告された。

### 3. 内閣総理大臣（本部長）指示（サイバーセキュリティ戦略の推進）について

内閣総理大臣（本部長）より、サイバーセキュリティ戦略の推進に関し、

- ① 政府自らが対策を徹底するとともに、率先して情報提供を行うことにより、官民の信頼関係と協働体制を強化し、サイバーフィールドでの投資を含め、官民一体で対策を進めなくてはならないこと、
- ② 現に直面する安全保障上の深刻な脅威である国家を背景としたサイバー攻撃から我が国を守るため、国際連携の強化が不可欠であること、
- ③ 能動的サイバー防御を始め、国が要となって対策を推進し、国民の命と暮らし、経済を守り抜くため、政府一体の取組を迅速に進め、あらゆるサイバー脅威に切れ目無く対応できる、世界最高水準の強靭さの確保を目指すことについて、各大臣に指示があった。

※ 本日の会議資料は、内閣官房国家サイバー統括室のWebサイトで公表する。

(<https://www.cyber.go.jp/council/cs/index.html>)